

留意事項について

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

介護サービス事業所は、今回の報酬改定に伴う加算の変更について「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」を市町村にそれぞれ提出が必要となる。

さらに、都道府県及び市町村は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所台帳を請求情報との突合審査のために国保連合会に提出が必要となる。

このため、都道府県及び市町村における事業所台帳の不備や整備の遅れは、請求の不当な返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

については、都道府県及び市町村は、次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1. 介護サービス事業所への適切な指導

① 届出項目の変更に関する留意点

今回の報酬改定に伴い変更された届出項目について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。

なお、場合によっては、既存の届出項目であっても、届出が必要なものもあるので、留意すること。（詳細は別紙を参照）

② 提出の期限

4月の報酬算定の提出期限は、従来、支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっているが、下表のとおり猶予することとする。

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期	平成29年4月分の届出期限
・介護職員処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算を取得する年度の前年度の2月末日までに届出。年度の途中で加算を取得しようとする場合は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに届出 ・平成29年4月サービス分については、届出の特例を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月15日 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、計画書及び必要な添付書類を提出

2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の変更等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、変更される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たな項目体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、新規指定事業所の事業所台帳の異動情報については、インターネット請求の準備のために、都道府県から国保連合会へ通常より1ヶ月早く送付していただくようお願いしているところだが（平成26年7月17日開催介護電子請求に関する都道府県・国保連合会合同説明会資料108～109ページ参照）、平成29年4月の新規指定事業所の異動情報については、新たな項目体系に基づく異動情報を送付する必要があるため、4月には送付せず、全て5月に送付すること。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 5 : 通所介護 1 6 : 通所リハビリテーション 2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護 (短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 3 : 介護療養施設サービス 6 1 : 介護予防訪問介護 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 6 5 : 介護予防通所介護 6 6 : 介護予防通所リハビリテ ーション 2 4 : 介護予防短期入所生活介 護 2 5 : 介護予防短期入所療養介 護 2 6 : 介護予防短期入所療養介 護 3 5 : 介護予防特定施設入居者 生活介護 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪 問介護看護 7 1 : 夜間対応型訪問介護 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 6 8 : 小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」 「1 : なし」 「5 : 加算Ⅰ」 「2 : 加算Ⅱ」 「3 : 加算Ⅲ」 「4 : 加算Ⅳ」 を 「1 : なし」 「6 : 加算Ⅰ」 「5 : 加算Ⅱ」 「2 : 加算Ⅲ」 「3 : 加算Ⅳ」 「4 : 加算Ⅴ」 に変更	既存届出内容が「5 : 加算Ⅰ」で、新た な届出がない場合は「5 : 加算Ⅱ」とみ なす。 既存届出内容が「2 : 加算Ⅱ」で、新た な届出がない場合は「2 : 加算Ⅲ」とみ なす。 既存届出内容が「3 : 加算Ⅲ」で、新た な届出がない場合は「3 : 加算Ⅳ」とみ なす。 既存届出内容が「4 : 加算Ⅳ」で、新た な届出がない場合は「4 : 加算Ⅴ」とみ なす。 <u>「6 : 加算Ⅰ」の算定を行うためには、 新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用） 78：地域密着型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） A2：訪問型サービス（独自） A6：通所型サービス（独自）	(前ページと同様)	(前ページと同様)